

OD A 賛助会規約

(目的)

第 1 条 本会は大坂ディスプレイ協同組合(以下OD Aという)の活動を支援するとともに、ディスプレイに必要な資材・製品を積極的にPRし、その利用を高め相協力して相互の繁栄に資することを目的とする。

(名称)

第 2 条 本会はOD A 賛助会と称する。

(事業)

第 3 条 本会は次の事業を行う。

1. 会員の資材・製品・サービス等のPR
2. 各種資材に関する情報の交換
3. その他必要とおもわれる事業

(特典)

第 4 条 1. 本会員はOD A 準会員として、OD A 主催の会合・行事などに参加して(OD A に支障のないかぎり)商品のPRを行うことができる。
2. OD A ニュースに暑中ならびに年賀広告を掲載することができる。(OD A に一任)
3. OD A 事務所内の展示棚に商品見本を展示することができる。(但し、商品見本の容積は所定の範囲内とする)

(会費)

第 5 条 会員は入会と同時に次の会費を納入しなければならない。

1. 月 額 ￥10,000 -

(役員)

第 6 条 本会に次の役員を置く。

1. 代表幹事 1 名
2. 幹事 若干名

(役員任期)

第 7 条 役員任期は2年とする。

(事業年度)

第 8 条 本会の事業年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

(事務所の所在地)

第 9 条 本会の事務所は O D A 事務局内に置く。

附 則

その他必要な事項はその都度必要に応じて定める。

昭和 59 年 6 月